

第7回 近畿周産期精神保健研究会

O-1

大阪,2023.2.18-19

生殖医療におけるこころとからだへのケア

～当院でのホリスティックテnderラビングケア～

田中 久美子¹,友崎 薫¹,室谷有紀¹,常友貴子¹,沢村柚季¹,森本義晴¹

¹HORAC グランフロント大阪クリニック

現在、世界では、約4850万組のカップルが不妊症であると推定されており、日本においても不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体の18.2%にのぼり、子どものいない夫婦の5.5組に1組の夫婦は不妊治療を受けている。1978年に世界で初めて体外受精により赤ちゃんが誕生し、1983年には日本でも東北大学で初めて体外受精による出産が成功し、以降生殖医療の領域はめざましい発展をとげ、日本でも14人に1人の割合で子どもが生殖補助医療によって誕生している。

そういった治療がこれまで自由診療で実施されてきたが、2022年4月より公的医療保険の適用対象となった。治療費が全額自己負担だったため、経済的なハードルが高く不妊治療を受けることや、体外受精や顕微授精にステップアップすることを断念していた患者にとっては保険適用となったことで治療を受けやすくなったり、選択肢が広がってきたり、社会的関心が以前よりは高まってきた側面がある。その一方で、保険適用になっていない治療法が必要な患者や、助成制度が廃止になったことで治療負担が増える場合など、新たな問題や悩みも出てきている。

また生殖医療の領域は、経済的負担のみならず、身体的にも心理的にも大きな負担がかかるものであり、全ての患者が妊娠し出産に至ることが確約されている治療ではない。そのため夫婦は思いもよらない状況や現実に向き合ったり、喪失の体験をすることとなる。そういった時に私たちはどのようなことが患者に出来るのだろうか？

当院では生殖医療を提供しながら、院内で統合医療を活用できるホリスティックエリアがあり希望する患者に施術している。統合医療は「近代西洋医学を前提として、これに相補(補完)・代替療法や伝統医学等を組み合わせて更にQOL(Quality of Life:生活の質)を向上させる医療であり、医師主導で行うものであって、場合により多職種が協働して行うもの」(厚生労働省)であり、ご夫婦の人生をサポートするものである。その実践を報告する。